

就職氷河期世代活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

・求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試行雇用する場合、事業主は、「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">○ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者○ 離職している期間が1年超の者○ 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者○ 紹介日時点で安定した職業に就いておらず、55歳未満の者○ 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	月額 4 万円

・正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方（非正規雇用労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">○ 35歳以上55歳未満の者○ 「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」○ 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」○ 安定した雇用を希望している者○ ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者	対象労働者1人あたり 計 60 (50) 万円 6か月定着後： 30 (25)万円 1年定着後： 30 (25)万円 ※括弧内は中小企業以外

・非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合、事業主は、「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）」によって、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

対象となる訓練	支給額
<ul style="list-style-type: none">○ 企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOff-JTを効果的に組み合わせ実施する訓練であること○ 実施期間が2か月以上6か月以下であること○ 総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること○ 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること	① 経費助成：実費 ② 賃金助成： 760 円(475円) ③ OJT実施助成： 760 円(665円) ※括弧内は中小企業以外 ※②③は1人1時間あたりであり、 ①～③はいずれも上限あり

・企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合

企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合、事業主は、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">○ 事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等※※有期契約労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る。○ 正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと。○ 転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より5%以上増額していることなど	対象労働者1人あたり ①有期→正規： 57 万円（42.75万円） ②有期→無期： 28.5 万円（21.375万円） ③無期→正規： 28.5 万円（21.375万円） ※括弧内は中小企業以外

厚生労働省では、このリーフレットに記載してあるもの以外にも、さまざまな「助成金」をご用意しています。事業主の方のための雇用関係助成金は、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

